

午後1時零分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、3番佐々木明子議員の質問を許可いたします。3番佐々木明子議員。

（3番佐々木明子君登壇）

○3番（佐々木明子君） こんにちは。3番議員佐々木明子です。お忙しい中傍聴にお越しいただいて、ありがとうございます。

きのうのことでした。一般質問の通告を考えておりましたら、突然大きな鳴き声が聞こえました。ふっとテレビを見ましたら、御存じ、パンダの赤ちゃんがきのう誕生いたしました。5年ぶりだそうです。本当に飼育員の方たちは並々ならぬ努力、本当にお聞きしましたら、いろいろ努力をして5年の結果、誕生したそうです。前回の赤ちゃんは6日後に亡くなったそうですが、今度は無事育ってほしいと思っております。

私も議員になりまして2年が終わりました。市民と行政をつなごうと一生懸命努力はしてまいりましたが、どのくらいの成果が上がったか、自問自答しておるところであります。3年目はもう折り返しの年です。市民の負託に応えられるように一生懸命努力してまいりたいと思っております。

これからは、質問席で質問させていただきます。

（3番佐々木明子君降壇）

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 質問します前にお断りをいたします。

通告の中で、大きな2番、インクルーシブ教育についての（2）番、インクルーシブ教育の推進についての①番インクルーシブ教育と特別支援学級としておりますが、インクルーシブ支援教育の誤りです。それと、②特別支援教育指導員、これも特別支援教育支援員です。

本当申しわけございませんでした。おわびして訂正いたします。

それでは、まず1番、広報「あさくら」について質問してまいります。

皆様御存じのように、広報あさくらは、毎月1日号、15日号の2回発行されており、年24回発行されております。市民への情報発信手段として本当最適なものであると思っております。掲載内容も読みやすさなども、ほかの市町村と比べて勝るとも劣らない広報紙であると思っております。

ところで、最終ページを見ますと広告が掲載されておりますが、どのような経緯でいつから掲載されるようになったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 朝倉市では、収入確保の観点から、広報あさくらに掲載する広告の取り扱いについて、広報あさくら有料広告掲載事務取扱要領というものを定めまして、平成24年度の途中、平成25年の3月1日号からですが、そこから広告枠を広告会社に

売り渡し、広告収入を得ているというものでございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ということは、最初から広告会社に委託したということでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 当初からそういう考え方でしております。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 決算書、予算書などを見ますと、広報紙の年間経費として毎年2,400万円ほどかかっているようですが、それに対して広告収入というのは幾らぐらい入っておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 過去3年分について申し上げます。

広告の印刷代が、実績といたしまして2,160万5,594円かかっておりますが、それとは別になります。広告収入が97万2円。27年度は同様な形で申しますと、2,238万7,187円に對しまして、97万6,000円。28年度は、2,054万9,665円の印刷代に對しまして、広告収入は91万8,000円となっております。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） そんなものかなとは思いますが。

昨年、議会だよりを議会も発行しておりますが、その中で市民の方から議会だよりにも広告を掲載してはどうかという御意見がございましたので、広報委員会でも検討いたしました。

○議長（中島秀樹君） 佐々木議員、済いません、マイクをもう少し近づけてください。

○3番（佐々木明子君） その結果として、まず発行回数が少ない、それとページ数の関係で予算がかなりオーバーする、そういった意見が出まして断念した経緯がございます。

今お聞きしましたら、100万円以下、毎年、広告収入。ただ、広告を出している会社がこのくらいかという、それはもちろん企画会社のほうの収入になることでしょうか。3倍になるか4倍になるか2倍になるかはわかりませんが、とにかく100万円以下の収入ならば、今の広告を見ますと、朝倉市内、大体もう1年、2年同じような会社が掲載されておりますが、広く市内の企業の宣伝になり得るような広告の仕方を考えたらいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 先ほど申しましたように、広報あさくらの取り扱い要領に広告の優先順位というものを定めておりまして、2つ項目がございます。1つ目は、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの、2つ目が、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものというふうにしていただいております。

ただ、この広告の優先順位といいますか、どの部分を載せるかにつきましては、広告会社が一旦この枠を買い取りまして、その中から市内の企業とかさまざまな企業向けに広告の募集をするというような形をとっておりますので。

そういうことから、私どものほうから現時点では市内企業だけとかというようなことが選択はしていないという状況にあります。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） いろいろと考え方ありますし、強くは申せませんが、できるだけ広報で広く朝倉市の企業を宣伝するということは宣伝効果も大になると思いますので、そのところは企画会社に依頼するのではなく何か方法を考えて、広く朝倉市内の企業の宣伝ができるように検討していただきたいなと思います。

次に、市民から毎月15日号にミニボートピア嘉麻の広告が掲載されているが、公営とはいえ、場外ボート券売り場です、ボートピアといいましたら、の広告掲載というものはいかがなものかと指摘がありました。

それで、私調べましたら、確かに昨年5月15日号から月に1回ですが掲載されておりました。そのことを執行部は御承知だったのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 承知しております。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ミニボートピアといえば、御存じのように、さっき言いましたように、公営とはいえギャンブル性のある企業であります。その企業を広告宣伝する、それも市民の広報紙に宣伝するということについていかがお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） このミニボートピア嘉麻といいますのは、芦屋競艇場の場外発券場ということでございます。芦屋町のモーターボート競走事業、これは地方公営企業法を全部適用する事業でございます。

朝倉市といたしましては、朝倉市の広告掲載基準というものがございます。それから、先ほど申しました広報あさくら有料広告掲載事務取扱要領の基準内の内容であるかどうかを確認した上で、この広告については規制するには当たらないと判断をしているところでございます。

その規制には当たらないという項目につきましては、朝倉市公告掲載基準、先ほど申しましたが、その部分の中で、規制をする業者とか事業者について定めております。その中で、ギャンブルに関する業種は除くということになっておりますが、このギャンブルにつきまして注釈がございまして、公営競技及び宝くじを除くというような取り扱いにしているところでございます。こういう基準等を見てもみますと、市の基準からは規制するには当たらないということになっておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 3 番佐々木明子議員。

○3 番（佐々木明子君） 規定に書いてあるから承認しているということなのでしょうけれど、私がこのことを知りまして広く市民の方に聞きましたけれど、大半の方がやはりたとえ公営であってもギャンブル性の強い場外オート券売り場というのはいかがなものかとおっしゃいます。私もそう思います。

ギャンブルがいかに市民生活を脅かしているか、皆さんも御存じだと思いますけれど。杷木町の時代になりますけれど、原鶴中学校跡に場外馬券場売り場を誘致するという話がございました。当然、地元住民、大反対運動を起こしまして、それが見送られたという経緯がございます。御承知のように、ギャンブルは、もちろん公営ギャンブルかもしれませんが、パチンコ等いろいろありますが、家庭崩壊にもつながり、個人破産にもつながり、悲惨な生活になっているという話も数多く聞きます。

そういった、先ほどから言いますように、たとえ公営であってもギャンブル性の強いものの掲載というものについては、私はいかがなものかと、してはいけないんじゃないかと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（森田俊介君） まず、公営ギャンブルについての捉え方、これは人によってさまざまあろうかと思えます。それで楽しんでやる人もいらっしゃるし、ある人はそれこそ家庭崩壊につながるような事態になる方もいらっしゃるだろう。

一方、公営ギャンブルというのは、きちっと法で規定されたものでありますので、例えばこれがパチンコだとかそういったものであるならばまたあれですけども、一方公営ギャンブルの場合は、これは朝倉市には来ておりませんけれども、いわゆるそれを住民福祉、そのうちの一部を活用するとかそういった側面もあるわけですから、それを一概に他のギャンブルと同列に考えるということがどうなのか。そして、それだから市も載せるなということがどうなのかと。

思い出すのは、数十年前になりますけれども、東京都の美濃部知事時代に公営ギャンブル反対ということで、知事自体があそこにあった、あれは競輪場だったかな、とか幾つか廃止されました。それで、東京都がギャンブルによるそういったさまざまな問題が解決したかという、なかなかそうではない。

宣伝というのはコマーシャルですが、それを載せることによってどうかということよりも、今申し上げましたように、私どもは一定の基準をつくってそれにのっとって広告を出しておるということでありますので、なかなか難しい問題でありますけれども、そういう形で今は理解をしておるということであります。

○議長（中島秀樹君） 3 番佐々木明子議員。

○3 番（佐々木明子君） 市長の見解はお伺いいたしましたが、私としたりやはり公営ギャンブルといえどギャンブルはギャンブル、パチンコと何ら変わりはない、そう考えます

ので、できるだけ行政、執行部といたしましてもチェック機能を果たして、幾ら規定で許可があったにしても、市民の理解がなかなか得られないものであれば掲載することはやめていただきたいと望むところです。

次に移りたいと思います。インクルーシブ教育、なかなかこのインクルーシブ教育というのは広くまだ伝わっていない教育方法だと思いますが、今回、もう二十何年ぐらいですか、元矢野議員がこのことについて質問されておりましたが、それから5年ぐらいたってまた再度質問させていただきます。

朝倉市だけではございませんが、発達障害などにより教育など困難を抱える子どもも最近はふえつつあるそうです。その支援につきまして、教育施策要綱、残念ながら29年度はきょうしかいただけませんでした、その中に特別支援教育の充実を掲げさまざまな取り組みを行ってあります。その中で、まず通級指導教室というものがございます。その機能、役割、実施状況をお伺いいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 通級指導教室についてお答えをいたします。

通級指導教室につきましては、障害がある児童生徒に教育を行うところでございまして、設置箇所につきましては、まずは小学生を対象の施設で申しますと、甘木小学校の中に甘木通級指導教室が1カ所。それと、朝倉生涯学習センターの中に朝倉通級指導教室が1カ所、合計2カ所が小学生対象にございます。中学校につきましては、甘木中学校の中に1カ所ございます。

その役割につきましては先ほど申しましたようなことでございますが、通常学級に在籍をしています児童生徒がこの通級指導教室のほうに来て授業を受けるということでございまして、大体週1回の2単位時間が基本になっています。小学校の場合は1単位時間が45分でございますので、2時間帯で90分ということになります。中学校につきましては1単位時間が50分でございますので、2時間でありまして100時間ということで、ここで授業を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 当然、子どもは居住地の学校に通学しているわけですから、その通級指導教室に行くときはどなたが連れていくんでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 今の甘木小学校とかは甘木小学校の中にありますので、これは子どもたちが行けるような形、甘木中学校も甘木中学校の生徒は行けるんですが、それ以外については保護者の方をお願いをして送り迎えをさせていただいております。

この部分については、例えば先ほど申しましたように、1週間に1回2時間単位でやる中におきましては、毎回10分間、保護者の方とお話を持つ場を設けております。やはり通級指導教室だけの学習だけではなかなか教育が効果が上がらないというところがございま

すので、保護者の理解がどうしても必要でございます。毎回、送迎をされた折に10分間、きょうはこういう指導をしましたのでおうちでもこういう形でお願いをしますとか、そういう形での情報の共有化とかいろんなことをお聞きして指導をするなどの時間をとっているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 通級に通っている子どもたちは、後からまた申し上げますが、特別支援学級には通っていない、入っていない子どもたちだと思いますが、大体小中合わせて何名ぐらいの方が利用なさっているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 28年度における状況をお答えいたします。

甘木中学校には8名でございます。甘木小学校にあります通級には12名。それと、朝倉地域生涯学習センターにございますのが10名。合わせまして30名という通級指導教室に入っている児童生徒の数でございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 何でも利用定員というのがあるらしくて、各学校というのが通級教室で10名ずつという話聞きましたが、それで足りておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、通級指導教室に入所を希望されてある保護者の方に面接をしながら、中にはもう特別支援学級に行かれたほうがいい、子どもの立場からいうとそちらのほうがいいとかいうことがありますし、いろいろ判定をしていくわけでございますが。今定員は10名というのは、これは県の認可等が、県費負担の職員がやっておる関係がございまして、正式に教員免許証を持ったものが1名、それを支援するものが1名という体制でやっております。

我々からすると、やはり今後そういったお子さんがふえる傾向にございますので、学級数はふやしたいとは思っておりますが、先ほど申しましたように県費負担職員の確保の関係が県が関係をしてくるということと、一番はその指導員の指導する能力というか、どういったものを学習をして、生徒さんには発達障害の中でもいろんな、多動とか自閉的傾向とかいろいろございますので、やはりそういったものをしっかり身につけて学習をする力がある職員が見るということになりますので、その辺の養成も非常に大事だろうと思っております。その部分につきましては、昨年度は県の教育支援センターにそういった専門研修の場もございますので、人材確保、人材育成の点からも努力はしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 次、市内に20の小中学校がございまして、特別支援学級がそれぞれの学級で開設されていると思いますが、その機能、役割、状況をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、学級数をお答えをしたいと思います。

小学校につきましては、平成29年3月末現在で24学級ございます。中学校の特別支援学級につきましては、14学級ございます。

この特別支援学級においての授業と申しますのは、先ほど申しましたが、いろんな障害をお持ちの児童生徒さんがいらっしゃいますので、その中でその児童生徒が一番能力を伸ばしていけるような授業をどうするのかということで、その児童生徒に合わせたカリキュラムをつくり授業を行っていくということでございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 朝倉市における特別支援学級、いろいろ特別支援学級も、国との指導との関係もございまして、指導時間数とかに制限とか、何十時間、例えば1週間そこで学ばなければならないという制約もあるんですが、朝倉市の場合、普通、通常学級と特別支援学級との関係で、例えば他市では朝学校に来たときから、靴箱からランドセル置き場、机まで通常学級にはなくて、特別支援学級で1日過ごしているという話も聞きます。朝倉市の場合はどういうふうに指導してありますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） これは、この後からのインクルーシブ教育とも関連が出てくるわけですが、特別支援学級の子どもは通常特別支援学級で学習をいたします。教科によっては、通常学級でも学習をしております。年間の授業数の半分以上を特別支援学級で学習するよう県からは指導をされているところではございますが、出欠についても基本的にはそういった形で特別支援学級のほうでとるようにはなっておりますが、それはもうケース・バイ・ケースということで、可能な限り通常学級との交流授業というものをやっているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） それを聞いて少し安心いたしました。インクルーシブ教育にもつながっていくことなんですけれど。

私、昨年、行政視察で小樽の学校を訪問いたしました。そのときの学校は都会の学校でしたので学級数も大層多ございましたけれど、特別支援学級というのは4階でしたか3階でしたか、そこ全てそのフロアは特別支援学級の子どもたちでした。その階に特別支援学級の子ども専用の職員室もございました。全ての行事が単独でといいますか、特別支援学級で行われていましたので、通常学級との交流というものはほとんどなかったのではないかなと感じたところでした。

朝倉市の場合、それが必ず下駄箱も通常学級の人と一緒にのところ、机もランドセル置き場も両方にあるということを、今回はたくさんは学校訪問できませんでしたが、学校訪問した中でそういうお話を先生方や校長先生からお聞きして、インクルーシブ教育につなげ

る本当に大事なことだと思って安心したところです。

次に、特別支援学校についてですが、朝倉市に居住している子どもの中にも小郡特別支援学校に通っている小中学生がいらっしゃると思いますが、何名ほどいらっしゃいますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私どもが確認している中の数値を申し上げます。

朝倉市の児童生徒の中で小郡特別支援学校に通っている児童生徒が14名。もう一件、田主丸特別支援学校へ通っている児童生徒が2名という数字を持っております。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 先日、小郡の特別支援学校に行ってみましたが、その先生、教頭先生がびっくりしてありました。朝倉市は人口の割に来ている子どもが少ない。やはり学校でそういった子どもたちを手厚くと言ったらいけませんね、かなりインクルーシブ的な教育をしてあるんだろうとおっしゃっていました。

いずれ目に障がいのある方、耳に障害のある方、情緒障害を除きまして、そういう方たちは本来そういった特別な学校に行くのもいいかもしれませんが、情緒障害の子どもについてはインクルーシブ教育が広まっていけばこの学校はなくなるかもしれませんねということもおっしゃっていました。

その中で、朝倉市に居住する子どもが、その支援学校に行っている子どもたちが、その居住する地域の小中学校と交流をしていいとお聞きしましたが、朝倉市の場合は交流している学校がいらっしゃいますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） これにつきましては、希望されてある児童生徒につきましては、その居住地の小学校なり中学校との交流が行われております。回数としては年に数回ではございますが、行われているところでございます。

また、地域行事に参加をするかどうかというところもあると思いますが、これにつきましては、特別支援学校のほうにはその地域行事についての情報提供はしておりますが、その後、実際その地域行事に、そこに行かれている児童生徒が通ってあるかどうかまでの確認はできていないところでございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 小郡支援学校でもお聞きしましたが、その子どもをその居住する地域の学校に連れていくのは小郡の支援学校の先生が連れていくそうです。そこで、その地域の学校との子どもとの交流があるそうなんです。こちらの校長の先生にお聞きしましても、非常に大切なことだと、今は年に最高3回しかできないけれど、もっとふやしていけたら、人的配置をしてふやしていけたらいいなとおっしゃっていました。

次、②番に行きたいと思います。インクルーシブ教育と特別支援教育です。

今まで朝倉市の特別支援教育について現状をお聞きしてまいりましたが、2005年、発達障害者支援法が施行され、2007年には特別支援教育が学校教育法に位置づけられました。それまでの特殊教育が特別支援教育にかわり、全ての学校で発達障害も含め障害のある子どもの支援が充実されることになりました。そして、昨年4月からは障害者差別解消法が施行され、公営学校、公立学校、合理的配慮が義務となり、この合理的配慮に基づく教育がインクルーシブ教育だと考えますが、それが義務づけられました。

朝倉市におけるインクルーシブの理念に基づく特別支援教育の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） インクルーシブ教育につきましては、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限りともに学ぶということをございまして、一方、特別支援教育は、一人一人の障害の程度とか状況に応じた指導や支援を行っていくことと捉えておりますので、このインクルーシブ教育と特別支援教育は矛盾をするものではなくて、インクルーシブ教育の理念を踏まえながら特別支援教育の推進を図っていくことが大切であろうというふうに考えています。

特別支援教育では、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解を目標としております。障害を持った児童生徒に必要な技能を身につけさせることと、集団や社会とのかかわりにおいて障害を持たない子とともに生活を送っていくことの両方が必要であろうと考えます。各学校では、技能を伸ばす特別支援学級で過ごす時間と、先ほどとちょっと重複しますが、通常学級で過ごす時間をそれぞれの児童生徒の状況によって有機的に割り当てをしております。基本的には、週の時間を30時間と考えますと、18時間程度を特別支援学級で、通常学級での時間を12時間程度としている場合が多いようでございます。これは、特別支援学級に入ったお子さんにはいろんな障害の程度がございますので、通常学級で授業ができる時間の数とかも制限がありますから一律というわけではございません。そういう形でインクルーシブ教育については今取り組みをしておりますし、これからも進めていかなければならないものだというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私が幼いころ、全くこういった考え方はございませんでした。一クラス60名ぐらいの中で、でも考えて見ましたら、耳の悪い方、目の悪い方はいなかったような気がします。恐らく、家庭の中で閉じ込めてあったか、社会に触れないようにしてあったんだと思います。発達障害の子においても、家庭のしつけが悪いとか、そういったことで片づけられていたと思います。それが、こういった施策がなされていく中で、ついにインクルーシブ的な合理的配慮のもとにインクルーシブ教育が行われるようになっていくわけですが、学校を訪問した中で先生方が言われるのは、特別支援学級の子

どもが通常学級の中に入っていった一緒に授業を受けるということはすばらしいことだと思う。しかし、わかるように、とても簡単にしてくださいと言えるような状態ではありません。必ず、やっぱりそこには支援員がついておかなければ、とてもほかの子どもたちが授業を受けるような状態にならないこともあるそうです。

そこで、特別支援教育支援員の重要性が増してくるわけですが、現在の朝倉市における配置人数、何人ぐらい配置していますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 現在の配置人数については、総勢で28人でございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 先ほども言いましたように、特別支援学級、例を言いましたら、立石の場合は4学級ありますけれど、目の悪い方1学級、耳の悪い方1学級、それから身体的に不自由な方1学級と、そういった状況に応じてクラスが1つずつ配置されております。それもすばらしいことだと思います。

でも、特別支援学級に入れたくないという親御さんもいらっしゃいますので、そういう方たち、発達障害を抱えた子どもたちは現在通常学級で授業を受けてあります。その学級での授業がいかにも大変であるか、現場の先生方の悲鳴が聞こえてきております。ここ二、三年の特別支援教育支援員の人数配置を見ますと、ほとんど増加があっておりません。

先ほども、執行部のほうもおわかりと思いますが、発達障害の方はどんどん増加傾向にあるということを踏まえたら、国の措置は厳しいかもしれませんが、市の独自の財源をもって特別支援員を配置していただきたいと切に願うところであります。このことについて、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、事務的なものでお話をいたします。

今の特別支援の支援員さんは全部市の単費でございます。市の財源で行われております。

措置は、地方交付税交付金の中には入ってきていると思いますが、御存じのように地方交付税交付金は一般財源でございますので、必ずそれに使うかどうかということではございませんから、いわゆる市の単費でやっているということでございまして、我々も実感として、必要がある児童生徒さんがやっぱりふえているだろうということは、これは事実だろうというふうに思っています。この人数についても、これで十分かといえ、もっとふやしたほうがいいのかという気持ちはございます。

ただ、先ほど申しましたように、憲法でも保障されていますように、いろんな障害があっても教育を受ける権利は国民全てにございますので、その点からは一自治体のみが、これを財源確保をやるということについては、どこの自治体もそうでしょうけれども厳しい財政状況がありますので、我々は市町村の教育長連絡会議の中でも県なり国のほうに、もうちょっと財源確保をしてほしいというのもしておりますし、市長会からも国に、こういっ

た特別支援に必要な支援員の充実強化をお願いをするということもやっております。

そういうことであわせつつ、どれだけふやせるかというのは、財源の見合いもあります。できるだけふやしていきたいという気持ちは今でも持っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 特別支援の教育が必要な子どもさんはふえてきていると思います。これまで、わからなかった子どもさんが、医学の進歩とか脳科学の進歩の中でこれは障害があるんじゃないかなというふうなことで病名的にはっきりしたとか、そういう形でふえてきているところもあるんじゃないかなというふうに思っております。

私、若いころ海外の研修に行かさせていただきましたが、そのとき、今になってみると幸いだったなというふうに思っていますが、特別支援学校をずっとなぜか回る団に入っておりました。そのとき見させていただきました学校の様子は、1人の子どもさんに複数の先生がついていらっしやいました。複数というのは、日本の場合は大体2人というのを想定しますけども、2人でありませんで、3人とか4人とかそういうつき方をしていっしやいました。また、学んであるところも、ただ学校というだけでなく、一般社会の中で自立できるような、そういう教育ができるような場を設けてあった中でしてありました。障害を持たれた方が最終的には自立できるようにするということが一つの目標としてございますが、そのためにはそういうことも考えながらしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

インクルーシブ教育の中で進めていくことになりますけれども、今、教育長会議とか大学の先生方とお話する機会があるときをお願いしておりますのは、これまで小学校の免許、中学校の教科の免許というふうな形で単位をとってまいりました。それに英語が小学校は入ってきましたが、そのときに法律を変えれば英語が教えられるというふうな感じに、小学校はどの教科も教えることになっていますのでそういうことになるんでしょうけど、これまでなかった教科をわずかの研修時間で教えるということが進められることになるわけですので、一生懸命頑張っ取り組めますけども、大学の教員の養成段階で、英語教育が入るんですからそのあたりを十分教育をして、教えられるだけの単位をとるような仕組みをつくっていただきたい。

それから、特別支援教育についても、インクルーシブ教育という形でこれから先はしとる、今でもそうなんですけども、1つの学級にそういう特別な配慮の必要な子どもさんがいらっしやるということが明らかになってまいりましたので、特別支援教育の能力を持ったそういう先生を育成をして、一つの免許に必ずそれが付随された形でされるように大学もしていただきたいというふうなことをお話の中ではしております。でも、なかなかいい返事はもらえませんでした。

今、市にいろいろお願いしまして、通級指導教室のときは、市長がちょうど県議でしたのでいろいろお願い行きまして、県のほうにかけ合っていてつくっていただきましたし

て、さっき申しましたように、これも実際機能的なものを進めるためには、その能力を持った先生をどう育成していくかという大きな問題がやっぱりあります。それで、インクルーシブ教育になったときの支援員を人数をふやしたら確かに楽になりますけども、一人一人の特性に合った教育をするということになりますと、単にそのものがインクルーシブ教育でそれぞれの特徴に応じた個々人のカリキュラムをつくれる能力を持たない限り、そこで大事にされる、丁寧に扱われるということで、その子どもさんの能力を十分見定めてそれを伸ばすという教育がなかなかできにくいところもあります。

したがって、このインクルーシブ教育の充実には、私たち教育支援センターでも特別支援教育の研修をしていますけども、こういう研修と同時に人材の確保、支援員の確保、そういうことも同時に進めていく必要があると思っています。

きょうの議員の質問は、そういうところの充実のためにおっしゃっていただいたと思っていますので非常に感謝していますが、教育委員会としては、人数だけじゃない素質の問題というところに一つの大きな課題を持っているということを思っております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 朝倉市は朝倉市の考えで、また国の指針に基づいた、合理的配慮に基づいたインクルーシブ教育が推進していかれますことをお願いしておきます。

次に移ります。高齢者支援事業。

高齢者支援事業の一環として、配食サービス事業というものを市は行っております。その目的、簡単でございますのでお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 配食サービスの事業はどういうものかといいますと、65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で食の確保が困難な高齢者、またその高齢者と同居している65歳未満の方で心身の障害及び疾患等の理由によりまして食の確保が困難な者に対しまして、1日、昼食、夕食の2回、食の支援及び見守りを行っているものでございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 朝倉市は、在宅で高齢者が暮らし続けるための施策として、健康寿命を延ばすことが特に重要だとしておられます。そのために、介護予防に取り組んだり生きがいづくりなどのさまざまな事業に取り組んでおるところであると思います。それでも、食育というのはその中でも最重要な施策だと考えております。

ところで、3月の定例会の重松議員の一般質問の中で、「配食事業の対象者は一定の基準がありどなたでもということにはなりません、配食数は年々増加している」という答弁がありました。

一定の基準と配食数の推移をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 配食サービスは、介護保険法の地域支援事業に基づいて事業を行っているところでございます。

一定の基準と申しますのは、本当に買い物ができない方、それから調理ができない方、それから近くに子どもさんとかの支援がない方であるかどうかをあらゆる方面から調査を行いまして、アセスメントに基づきまして市が決定をしているところでございます。

配食数でございますが、現在が平成27年度から3年間、調理、配達それから安否確認まで一連した形で社会福祉法人に委託をしているところでございます。29年3月末時点の登録者は265名でございます。その前の契約の26年度と比べますと、26年度は登録者が199人、26年度と28年度を比較いたしますと1.43倍の伸びとなっているような状況でございます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 徐々にふえていっているということは喜ばしいことだと思いますが、例えば高齢者の方で、この配食サービス事業を知って私も欲しいと思われた場合、どうすれば受けられるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） まず、窓口の介護サービス課でもよろしいですし、近くにあります地域包括支援センター、そちらのほうに配食サービスを受けたいのだからということで申請書を出していただきますと、アセスメントの調査に地域包括支援センターが参って調査をいたしまして、該当いたしましたら食のサービスを行うことになります。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 近くの支所に行ってもいいんでしょうが、包括支援センターというのはもう御存じのように3カ所しかございませんので、高齢者の方がそこに行くということは不可能で、電話でもいいのかもしれませんが、民生委員の方の活用はないんでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） もちろん、民生委員さんに御相談されても結構です。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） これもある配達員の話なんですけど、配食サービスを受けたいという方がおられたので、民生委員につないだそうです。そこに行きましたら、民生委員の方がこの事業を知らなかったということでした。もちろん、それから後は民生委員の方が包括支援センターにつないだりして、その方は無事配食サービスを受けられるようになったんですが。やはりこの食の大事さを考えますと、民生委員が知っておく、それからその間に入ってくれるということは非常に大事なことで考えられます。民生委員への周知はどういうふうになさっているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 新たに民生委員になられた方につきましては、研修会を行っております。介護サービス課のほうからも食の配食サービスの件につきましても説明を行っております。また、そのほか周知といたしましては、広報あさくらとそれからホームページにも掲載いたしております。そういうところで周知を図っているところでございます。

また、そのほかに地域包括支援センターは、市が委託いたしておりまして、実態把握を行っております。そこで、家庭訪問を行いまして、もし食の配食サービスが必要な方がおられましたら、それも配食のほうにつなげているような状況でございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） かなり包括支援センターもできまして、2年目に入ったんですか。地域の住民にも知られていくところではございますけれど、なかなかやはり範囲が広うございまして、前の社協がしていたときのようなわけにはなかなかいかないというところもありますけれど、それは時間がたてば包括支援センターの職員の方も努力なさっておりますので、だんだんに周知はできると思います。

中には、配食サービスのことを知っても、介護保険を使っているからそれは利用できないんだとか、反対に介護保険を受けたならばそういった地域の集会といいますかサロンに行けないもんですから、やはりだめなんだろうとか、いろんなことでサービスを知らない方が大層多ございます。

それで、周知の方法について、こういったすばらしい事業をなさっている周知の方法をそういった民生委員とか包括支援センターとかではなくて、もう少し周知を図る方法はないものでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 市といたしましては、パンフレットを作成いたしております。先ほどから言っておりますように、市のホームページそれから本庁、支所、それから包括支援センターの窓口等にも設置いたしております。

さらに、民生委員の研修会とか各地域のサロンとか老人クラブ等の出前講座でも説明をしているところでございます。

さらに、実態把握業務それから相談業務等から配食につなげているところでございます。

ただ、配食サービスというのは、先ほど申しましたように、介護保険の地域支援事業で行っている事業でございます。介護保険法に目的で定められておりますが、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスの給付を行うということになっております。また、介護保険の第2条におきましては、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように。それから、第4条には、国民の努力義務も定められておりまして、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスの利用をすることによりまして、その有する能力の維持向上に努めるという国民

の義務もあります。

ですから、簡単に介護サービスを提供いたしますと自立支援とか介護予防を損ねてしまいますので、アセスメントをとりながら本当に必要な方だけにサービスを行うようにしております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ということは、介護保険利用者じゃないと利用できないのですか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） いえ、65歳以上の方は全て介護保険に加入してありますので、必要な方はどなたでも利用できます。介護保険を使っていても、サービスを使っても利用できます。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） そうです。食育が一番大事です。えてして、お年寄りとは食べるということは、年をとりますともう御飯と漬物だけでいい、それでは健康が損なわれる、つまり医療費が高くつく。そういった観点からも、やはりこういった配食サービスというものはどんどん推進していかなければならないと私は思っております。

時間があんまりないけど、事業所に安否確認までお願いしているということですが、どこまで配達員にその仕事を任せられるのか。話を聞いたところによりますと、倒れている方がいて、すぐ119番に通報しなさいということなので、したところ、人工呼吸をしてくれと言われたそうです。そう言われても、人工呼吸なんて簡単にできるものではありませんので、その後、その配達員は自主的に人工呼吸なりの訓練といいますか、に行ったそうなんです。その配達員の方が安否確認、どこ辺まで責任があるのかと不安になるんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 現在、配達、安否確認、調理まで寿泉会のほうにお願いしているところでございますけれども、安否確認といいますか、手渡しが原則でございます。もし、前の日に食べていないとか、それから不在の場合にはすぐに市にも連絡をしていただくようになっております。市とそれから社会福祉法人それから包括支援センター、時には家族の方たちと一緒に安否確認を行うようにしておりますので、人工呼吸等を配達員の方に求めたことはございません。

○議長（中島秀樹君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） もちろん、市のほうとして人工呼吸までは求めていないと思いますが、119番すると、何か配達員に限らず電話してきた方には、体があつたかいようであつたら人工呼吸してくださいと指示があるそうなんです。ですから、配達員である方がそれを勉強するという必要なことだとは思っておりますけど、安否確認についても

やはりさせると思うならばもう少し行政のほうもきちんと事業所と連絡を取り合って、そのところを配達員に指示しておいてほしいと思います。

健康寿命を延ばす最大の方策は、先ほどまで言いますように食べること。高齢者になれば、さっきも言いますように食がおろそかになる。この事業所が、高齢者にとって大切な事業であるということはわかると思いますが、とにかく推進していったほしい。

市長は、この推進についてはどのようにお考えでしょうか。あんまり時間がございせんけど。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、部長といろいろと質疑のやりとりがございました。

いわゆる食のサービスですけれども、これについては、先ほど言いましたようにいろんな基準の中で、朝倉市としては随分もう長く、これ甘木市時代から取り組んでいっているものであります。それについて、当然該当する人は一人でも多くやっぱりこの事業に乗るようにしてほしいし、今言われましたように、周知については、私どもとしては。

○議長（中島秀樹君） 3 番佐々木明子議員の質問は終わりました。

10分間、休憩いたします。

午後 2 時零分休憩